不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	監督処分
根拠条例·規則名		都市計画法
条	項	第 81 条第 1 項
所	管 部 課	都市局 都市計画部 都市計画課 (電話:048-829-1428)
	基 (未設定の場 合はその理 由)	設定できません 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年月日最終改正
	備 考	